

議案第 8 1 号

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年甲賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の部甲賀市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるものの項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるものの項を削り、同款に次のように加える。

医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）による保険給付の支給に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」と総称する。）であって規則で定めるもの

別表第2の2の部甲賀市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款国民健康保険関係情報であって規則で定めるものの項及び後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同款に次のように加える。

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の3の部精神障害者に対する精神科通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款国民健康保険関係情報であって規則で定めるものの項及

び後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同款に次のように加える。

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の4の部重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同款に次のように加える。

医療保険給付関係情報（国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報を除く。）であって規則で定めるもの

別表第2の7の部生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるものの款国民健康保険関係情報であって規則で定めるものの項及び後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同款に次のように加える。

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

< 議案第 8 1 号参考資料 >

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務、別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務及び市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関は、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 3 欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務、別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務及び市長又は甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関は、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 3 欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ</p>

の限りでない。

4 (略)

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費 助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		(略)
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

の限りでない。

4 (略)

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	甲賀市福祉医療費 助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		(略)
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律(昭和5

		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			7年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）による保険給付の支給に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」と総称する。）であって規則で定めるもの			生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	甲賀市老人福祉医	(略)	2 市長	甲賀市老人福祉医	(略)

	療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>		療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	精神障害者に対する精神科通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	3 市長	精神障害者に対する精神科通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	重度心身障害老人等に対する医療費	<p>(略)</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>	4 市長	重度心身障害老人等に対する医療費	<p>(略)</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

	の助成に関する事務であって規則で定めるもの			の助成に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報（国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報を除く。）であって規則で定めるもの			
(略)			(略)		
7 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	7 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(略)			国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの			(略)
		(略)			児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの			後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定め			(略)
					母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

<p>付 則 <u>この条例は、令和5年10月1日から施行する。</u></p>	

議案第 82 号

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例（平成16年甲賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

44 令和5年10月分から令和5年12月分までの間における市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から、その給料月額の10分の20の額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

< 議案第 8 2 号参考資料 >

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則</p> <p><u>4 4 令和 5 年 1 0 月 分 から 令 和 5 年 1 2 月 分 ま で の 間 に お け る 市 長 の 給 料 月 額 は 、 第 3 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、 同 条 に 規 定 す る 給 料 月 額 か ら 、 そ の 給 料 月 額 の 1 0 0 分 の 2 0 の 額 を 減 じ て 得 た 額 と す る 。 た だ し 、 期 末 手 当 の 算 出 の 基 礎 と な る 給 料 月 額 は 、 同 条 に 定 め る 額 と す る 。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>付 則</p>

議案第83号

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年8月28日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

付則第3項の前の見出し、同項及び第4項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

< 議案第 8 3 号参考資料 >

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="320 475 405 504">付 則</p> <p data-bbox="320 1102 405 1131"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="271 1155 719 1184"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1216 475 1301 504">付 則</p> <p data-bbox="1173 528 1509 557"><u>(防疫作業従事手当の特例)</u></p> <p data-bbox="1137 576 2000 836"><u>3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、第 4 条の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="1137 863 2000 1078"><u>4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円）とする。</u></p>

議案第84号

甲賀市コミュニティセンター条例等の一部を改正する等の条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年8月28日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市コミュニティセンター条例等の一部を改正する等の条例

(甲賀市コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 甲賀市コミュニティセンター条例(平成16年甲賀市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地域のコミュニティ活動を高め、地域連帯の促進に寄与するため」を「地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与するための拠点として」に改める。

第2条の表中

「

甲賀市水口交流センター	甲賀市水口町伴中山3737番地1
-------------	------------------

」を

「

甲賀市伴谷コミュニティセンター	甲賀市水口町伴中山3737番地1
甲賀市水口西部コミュニティセンター	甲賀市水口町本丸1番20号
甲賀市貴生川コミュニティセンター	甲賀市水口町貴生川308番地1
甲賀市岩上コミュニティセンター	甲賀市水口町新城557番地1
甲賀市土山コミュニティセンター	甲賀市土山町南土山甲406番地
甲賀市鮎河コミュニティセンター	甲賀市土山町鮎河1212番地1
甲賀市山内コミュニティセンター	甲賀市土山町黒川1970番地
甲賀市大野コミュニティセンター	甲賀市土山町大野2154番地

」に、

「

甲賀市朝宮コミュニティセンター	甲賀市信楽町上朝宮467番地
-----------------	----------------

」を

「

甲賀市希望ヶ丘コミュニティセン	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地
-----------------	------------------

ター	4
甲賀市朝宮コミュニティセンター	甲賀市信楽町上朝宮 4 6 7 番地
甲賀市多羅尾コミュニティセンタ ー	甲賀市信楽町多羅尾 2 0 6 7 番地 2

」に

改める。

第 4 条の見出し中「（利用時間等）」を「（休館日等）」に改め、同条第 2 項中「市長は、」の次に「必要と認めるときは、第 1 項に規定する休館日若しくは」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条中第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

コミュニティセンターの休館日は、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

第 7 条を削り、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更し、又は許可の取消しを求める場合も同様とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（自治振興会事務所の設置）

第 5 条 住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、コミュニティセンター内に甲賀市まちづくり基本条例（平成 2 8 年甲賀市条例第 1 1 号）第 1 8 条に規定する自治振興会の事務所を設置することができるものとする。

第 1 6 条を第 1 8 条とし、第 1 5 条を第 1 7 条とする。

第 1 4 条第 2 項中「第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条及び第 1 2 条第 2 項」を「第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条及び第 1 4 条第 2 項」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 1 3 条を第 1 5 条とし、第 1 0 条から第 1 2 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 9 条中「別表第 1」を「別表」に改め、同条ただし書を削り、同条を第 1 1 条とする。

第 8 条を第 1 0 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（使用権の譲渡等の禁止）

第 8 条 第 6 条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権

利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はコミュニティセンターの管理運営上やむを得ない理由が生じたときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止され、又は利用の条件を変更されたことにより生じた損害については、市長はその責めを負わない。

別表第1中「第9条」を「第11条」に、

「

甲賀市水口交流センター	学習室	1室	600	1,200
		1 / 2室	300	600

」を

「

甲賀市伴谷コミュニティセンター	学習室	1室	600	1,200
	1	1 / 2室	300	600
	多目的	1面	500	1,000
	ホール	1 / 2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1 / 2面	300	
	和室	300		600
	学習室	300		600
2				

	調理室	400	800
	会議室	300	600
	大会議室	500	1,000
甲賀市水口西部コミュニティセンター	研修室1	300	600
	研修室2	300	600
	研修室3	400	800
	研修室4	400	800
	調理室	500	1,000
	集会室	700	1,400
甲賀市貴生川コミュニティセンター	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	集会室	500	1,000
甲賀市岩上コミュニティセンター	和室	300	600
	会議室	300	600
	調理室	400	800
	学習室	300	600
	談話室	200	400
	ホール	500	1,000
甲賀市土山コミュニティセンター	会議室	200	400
	和室	300	600
	実習室	300	600
	大集会室	500	1,000
甲賀市鮎河コミュニティセンター	会議室	300	600
	調理室	300	600
	大会議室	450	900
甲賀市山内コミュニティ	会議室	200	400

センター	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
甲賀市大野コミュニティセンター	小会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600

」に、

「

甲賀市朝宮コミュニティセンター	和室（1室につき）	300	600
	調理実習室	300	600

」を

「

甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	研修室（1室につき）	300	600
	会議室（1室につき）	150	300
甲賀市朝宮コミュニティセンター	和室（1室につき）	300	600
	調理実習室	300	600
甲賀市多羅尾コミュニティセンター	和室（1室につき）	200	400
	調理室	300	600
	研修室	200	400
	相談室	200	400
	大会議室	500	1,000

」に

改め、同表を別表とし、別表第2を削る。

第2条 甲賀市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市伴谷コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

甲賀市柏木コミュニティセンター	甲賀市水口町北脇1615番地1
-----------------	-----------------

別表甲賀市伴谷コミュニティセンターの部の次に次のように加える。

甲賀市柏木コミュニティセンター	小会議室		200	400
	中会議室		300	600
	調理室		400	800
	大会議室	1室	600	1,200
		1 / 2室	300	600

(甲賀市公民館条例の一部改正)

第3条 甲賀市公民館条例（平成16年甲賀市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
甲賀市水口公民館	甲賀市水口町本丸1番20号
甲賀市土山公民館	甲賀市土山町北土山1715番地
甲賀市甲賀公民館	甲賀市甲賀町大原中886番地
甲賀市甲南公民館	甲賀市甲南町竜法師600番地
甲賀市信楽公民館	甲賀市信楽町長野1252番地

別表第2（第7条関係）

施設名	使用料
甲賀市水口公民館	甲賀市コミュニティセンター条例（平成16年甲賀市条例第73号）別表で定める水口西部コミュニティセンターの使用料を準用する。
甲賀市土山公民館	甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める土山開発センターの使用料を準用する。
甲賀市甲賀公民館	甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表で定める使用料を準用する。

甲賀市甲南公民館	甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。
甲賀市信楽公民館	甲賀市開発センター条例別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。

（甲賀市お茶のみホール条例の一部改正）

第4条 甲賀市お茶のみホール条例（平成16年甲賀市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第3条中「甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第6条第1項及び第9条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会」を削り、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定等）

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、お茶のみホールの管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

（1） お茶のみホールの利用許可に関する業務

（2） お茶のみホールの利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の収受に関する業務

（3） お茶のみホールの維持管理に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、お茶のみホールの運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第3条、第4条、第5条、第6条第1項及び第9条第2項の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 第1項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合において、指定管理者は市長の承認を得て、規則で定める開場時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第12条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正)

第5条 甲賀市地域市民センター設置条例（平成23年甲賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	位置	所管区域
甲賀市土山地域市民センター	甲賀市土山町北土山1715番地	土山町大河原、土山町鮎河、土山町黒滝、土山町黒川、土山町笹路、土山町山女原、土山町山中、土山町猪鼻、土山町南土山、土山町北土山、土山町平子、土山町瀬ノ音、土山町青土、土山町野上野、土山町大澤、土山町頓宮、土山町前野、土山町市場、土山町大野、土山町徳原
甲賀市甲賀地域市民センター	甲賀市甲賀町相模173番地1	甲賀町櫟野、甲賀町神、甲賀町大原上田、甲賀町大久保、甲賀町大原中、甲賀町鳥居野、甲賀町相模、甲賀町大原市場、甲賀町高野、甲賀町拝坂、甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、甲賀町鹿深台、甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町神保、甲賀町隠岐
甲賀市甲南地域市民センター	甲賀市甲南町野田810番地	甲南町寺庄、甲南町葛木、甲南町深川、甲南町深川市場、甲南町稗谷、甲南町森尻、甲南町宝木、甲南町耕心1丁目から4丁目まで、甲南町杉谷、甲南町新治、甲南町塩野、甲南

		町市原、甲南町柑子、甲南町野川、甲南町下馬杉、甲南町上馬杉、甲南町池田、甲南町磯尾、甲南町竜法師、甲南町野尻、甲南町野田、甲南町希望ヶ丘1丁目から5丁目まで、甲南町希望ヶ丘本町1丁目から10丁目まで
甲賀市信楽地域 市民センター	甲賀市信楽町長野 1203番地	信楽町長野、信楽町神山、信楽町江田、信楽町田代、信楽町畑、信楽町宮町、信楽町黄瀬、信楽町牧、信楽町勅旨、信楽町柞原、信楽町中野、信楽町杉山、信楽町小川、信楽町小川出、信楽町西、信楽町上朝宮、信楽町下朝宮、信楽町宮尻、信楽町多羅尾

(甲賀市防災コミュニティセンター条例の廃止)

第6条 甲賀市防災コミュニティセンター条例（平成18年甲賀市条例第16号）
は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

< 議案第 8 4 号参考資料 >

< 第 1 条関係 >

甲賀市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行																								
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与するための拠点として、甲賀市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>地域のコミュニティ活動を高め、地域連帯の促進に寄与するため</u> <u>_____、甲賀市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p>																								
<p>第 2 条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第 2 条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 869 698 912">名称</th> <th data-bbox="703 869 1104 912">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="235 916 1104 959">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 962 698 1054">甲賀市伴谷コミュニティセンター</td> <td data-bbox="703 962 1104 1054">甲賀市水口町伴中山 3 7 3 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1058 698 1101">甲賀市水口西部コミュニティセンター</td> <td data-bbox="703 1058 1104 1101">甲賀市水口町本丸 1 番 2 0 号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1104 698 1147">甲賀市貴生川コミュニティセンター</td> <td data-bbox="703 1104 1104 1147">甲賀市水口町貴生川 3 0 8 番地 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1150 698 1193">甲賀市岩上コミュニティセンター</td> <td data-bbox="703 1150 1104 1193">甲賀市水口町新城 5 5 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1197 698 1240">甲賀市土山コミュニティセンター</td> <td data-bbox="703 1197 1104 1240">甲賀市土山町南土山甲 4 0 6 番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1243 698 1286">甲賀市鮎河コミュニティセンター</td> <td data-bbox="703 1243 1104 1286">甲賀市土山町鮎河 1 2 1 2 番地 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1289 698 1332">甲賀市山内コミュニティセンター</td> <td data-bbox="703 1289 1104 1332">甲賀市土山町黒川 1 9 7 0 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		甲賀市伴谷コミュニティセンター	甲賀市水口町伴中山 3 7 3 7 番地 1	甲賀市水口西部コミュニティセンター	甲賀市水口町本丸 1 番 2 0 号	甲賀市貴生川コミュニティセンター	甲賀市水口町貴生川 3 0 8 番地 1	甲賀市岩上コミュニティセンター	甲賀市水口町新城 5 5 7 番地 1	甲賀市土山コミュニティセンター	甲賀市土山町南土山甲 4 0 6 番地	甲賀市鮎河コミュニティセンター	甲賀市土山町鮎河 1 2 1 2 番地 1	甲賀市山内コミュニティセンター	甲賀市土山町黒川 1 9 7 0 番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 869 1594 912">名称</th> <th data-bbox="1599 869 2000 912">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1131 916 2000 959">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 962 1594 1337">甲賀市水口交流センター</td> <td data-bbox="1599 962 2000 1337">甲賀市水口町伴中山 3 7 3 7 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		甲賀市水口交流センター	甲賀市水口町伴中山 3 7 3 7 番地 1
名称	位置																								
(略)																									
甲賀市伴谷コミュニティセンター	甲賀市水口町伴中山 3 7 3 7 番地 1																								
甲賀市水口西部コミュニティセンター	甲賀市水口町本丸 1 番 2 0 号																								
甲賀市貴生川コミュニティセンター	甲賀市水口町貴生川 3 0 8 番地 1																								
甲賀市岩上コミュニティセンター	甲賀市水口町新城 5 5 7 番地 1																								
甲賀市土山コミュニティセンター	甲賀市土山町南土山甲 4 0 6 番地																								
甲賀市鮎河コミュニティセンター	甲賀市土山町鮎河 1 2 1 2 番地 1																								
甲賀市山内コミュニティセンター	甲賀市土山町黒川 1 9 7 0 番地																								
名称	位置																								
(略)																									
甲賀市水口交流センター	甲賀市水口町伴中山 3 7 3 7 番地 1																								

甲賀市大野コミュニティセンター	甲賀市土山町大野2154番地
甲賀市油日コミュニティセンター	甲賀市甲賀町上野2416番地
甲賀市佐山コミュニティセンター	甲賀市甲賀町神保2102番地
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4
甲賀市朝宮コミュニティセンター	甲賀市信楽町上朝宮467番地
甲賀市多羅尾コミュニティセンター	甲賀市信楽町多羅尾2067番地2

(休館日等)

第4条 コミュニティセンターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 (略)

3 市長は、必要と認めるときは、第1項に規定する休館日若しくは前項に規定する利用時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(自治振興会事務所の設置)

第5条 住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、コミュニティセンター内に甲賀市まちづくり基本条例(平成28年甲賀市条例第11号)第18条に規定する自治振興会の事務所を設置することができるものとする。

(利用の許可)

第6条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市

甲賀市油日コミュニティセンター	甲賀市甲賀町上野2416番地
甲賀市佐山コミュニティセンター	甲賀市甲賀町神保2102番地
甲賀市朝宮コミュニティセンター	甲賀市信楽町上朝宮467番地

(利用時間等)

第4条 _____

(略)

2 市長は、_____前項に規定する利用時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第5条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市

長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は許可の取消しを求める場合も同様とする。

2 (略)

(利用の制限)

第7条 (略)

(使用权の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はコミュニティセンターの管理運営上やむを得ない理由が生じたときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 第6条第2項の規定による許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

長の許可を受けなければならない。 _____

2 (略)

(利用の制限)

第6条 (略)

(利用許可の取消し)

第7条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、前条各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けても市長はその責めを負わない。

(4) 前条の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止され、又は利用の条件を変更されたことにより生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(利用者の遵守事項)

第10条 (略)

(使用料)

第11条 コミュニティセンターの使用料は、別表 のとおりとする。

(使用料の減免)

第12条 (略)

(使用料の還付)

第13条 (略)

(原状回復の義務)

第14条 (略)

(損害賠償)

第15条 (略)

(指定管理者の指定等)

第16条 (略)

(利用者の遵守事項)

第8条 (略)

(使用料)

第9条 コミュニティセンターの使用料は、別表第1のとおりとする。
ただし、甲賀市水口交流センター多目的ホールの使用料は、別表第2
のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 (略)

(使用料の還付)

第11条 (略)

(原状回復の義務)

第12条 (略)

(損害賠償)

第13条 (略)

(指定管理者の指定等)

第14条 (略)

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第6条、第7条、第9条、第10条、第12条及び第14条第2項の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 (略)

(利用料金)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

別表(第11条関係)

施設名		1時間当たり金額 (円)		
		市内	市外	
(略)				
甲賀市伴谷コミュニティセンター	学習室	1室	600	1,200
	1	1/2室	300	600
	多目的ホ ール	1面	500	1,000
		1/2面	300	600
	照明設備	1面		600
		1/2面		300
	和室		300	600
	学習室		300	600
	2			

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第6条、第7条、第8条、第10条及び第12条第2項の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 (略)

(利用料金)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

別表第1(第9条関係)

施設名		1時間当たり金額 (円)		
		市内	市外	
(略)				
甲賀市水口交流センター	学習室	1室	600	1,200
		1/2室	300	600

	調理室	400	800
	会議室	300	600
	大会議室	500	1,000
甲賀市水口西部コミュニティセンター	研修室1	300	600
	研修室2	300	600
	研修室3	400	800
	研修室4	400	800
	調理室	500	1,000
	集会室	700	1,400
甲賀市貴生川コミュニティセンター	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	集会室	500	1,000
甲賀市岩上コミュニティセンター	和室	300	600
	会議室	300	600
	調理室	400	800
	学習室	300	600
	談話室	200	400
	ホール	500	1,000
甲賀市土山コミュニティセンター	会議室	200	400
	和室	300	600

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	実習室	300	600
	大集会室	500	1,000
甲賀市鮎河コミュニティセンター	会議室	300	600
	調理室	300	600
	大会議室	450	900
甲賀市山内コミュニティセンター	会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
甲賀市大野コミュニティセンター	小会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
(略)			
甲賀市佐山コミュニティセンター	和室(1室につき)	200	400
	多目的室	500	1,000
	調理実習室	300	600
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	研修室(1室につき)	300	600
	会議室(1室につき)	150	300
甲賀市朝宮コミュニティセンター	和室(1室につき)	300	600
	調理実習室	300	600
甲賀市多羅尾コミュニティ	和室(1室につき)	200	400

(略)				
甲賀市佐山コミュニティセンター	和室(1室につき)	200	400	
	多目的室	500	1,000	
	調理実習室	300	600	
甲賀市朝宮コミュニティセンター	和室(1室につき)	300	600	
	調理実習室	300	600	

センター	調理室	300	600
	研修室	200	400
	相談室	200	400
	大会議室	500	1,000

備考 (略)

--	--	--	--

備考 (略)

別表第2 (第9条関係)

施設名	区分	1時間当たり金額(円)		
		市内	市外	
甲賀市水口交流センター	多目的ホール	1面	500	1,000
		1/2面	300	600
	照明設備	1面		600
		1/2面		300

備考 別表第1の備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

<第2条関係>

甲賀市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行
(名称及び位置) 第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
甲賀市伴谷コミュニティセンター	甲賀市水口町伴中山3737番地 1
甲賀市柏木コミュニティセンター	甲賀市水口町北脇1615番地1
(略)	

(使用料)

第11条 コミュニティセンターの使用料は、別表のとおりとする。

別表(第11条関係)

施設名		1時間当たり金額 (円)		
		市内	市外	
(略)				
甲賀市伴谷コミュニティセンター	学習室 1	1室	600	1,200
		1/2室	300	600
	多目的ホ ール	1面	500	1,000
		1/2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1/2面	300	
	和室	300		600
学習室 2	300		600	

名称	位置
(略)	
甲賀市伴谷コミュニティセンター	甲賀市水口町伴中山3737番地 1
(略)	

(使用料)

第11条 コミュニティセンターの使用料は、別表のとおりとする。

別表(第11条関係)

施設名		1時間当たり金額 (円)		
		市内	市外	
(略)				
甲賀市伴谷コミュニティセンター	学習室 1	1室	600	1,200
		1/2室	300	600
	多目的ホ ール	1面	500	1,000
		1/2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1/2面	300	
	和室	300		600
学習室 2	300		600	

	調理室		400	800
	会議室		300	600
	大会議室		500	1,000
甲賀市柏木コミュニティセンター	小会議室		200	400
	中会議室		300	600
	調理室		400	800
	大会議室	1室	600	1,200
		1/2室	300	600
(略)				
備考 (略)				

	調理室		400	800
	会議室		300	600
	大会議室		500	1,000
(略)				
備考 (略)				

<第3条関係>

甲賀市公民館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

別表第1（第2条関係）

名称	位置
甲賀市水口公民館	甲賀市水口町本丸1番20号
甲賀市土山公民館	甲賀市土山町北土山1715番地
甲賀市甲賀公民館	甲賀市甲賀町大原中886番地
甲賀市甲南公民館	甲賀市甲南町竜法師600番地
甲賀市信楽公民館	甲賀市信楽町長野1252番地

別表第2（第7条関係）

施設名	使用料
甲賀市水口公民館	甲賀市コミュニティセンター条例（平成16年甲賀市条例第73号）別表で定める水口西部コミュニティセンターの使用料を準用する。
甲賀市土山公民館	甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める土山開発センターの使用料

別表第1（第2条関係）

名称	位置
甲賀市水口中央公民館	甲賀市水口町本丸1番20号
甲賀市伴谷公民館	甲賀市水口町伴中山3736番地
甲賀市柏木公民館	甲賀市水口町北脇1615番地1
甲賀市貴生川公民館	甲賀市水口町貴生川308番地1
甲賀市岩上公民館	甲賀市水口町新城557番地1
甲賀市土山中央公民館	甲賀市土山町南土山甲406番地
甲賀市大野公民館	甲賀市土山町大野2154番地
甲賀市山内公民館	甲賀市土山町黒川1970番地
甲賀市鮎河公民館	甲賀市土山町鮎河1212番地1
甲賀市甲賀公民館	甲賀市甲賀町大原中886番地
甲賀市甲南公民館	甲賀市甲南町竜法師600番地
甲賀市信楽中央公民館	甲賀市信楽町長野1252番地
甲賀市多羅尾公民館	甲賀市信楽町多羅尾2067番地2

別表第2（第7条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）		
	市内	市外	
水口中央公民館	和室（1室につき）	300	600
	視聴覚室	300	600
	調理室	400	800
	講義室	300	600

	を準用する。		研修室	500	1,000
甲賀市甲賀公民館	甲賀市かふか生涯学習館条例(平成16年甲賀市条例第158号)別表で定める使用料を準用する。		鹿深ホール	700	1,400
甲賀市甲南公民館	甲賀市農村環境改善センター条例(平成16年甲賀市条例第109号)別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。	伴谷公民館	和室	300	600
甲賀市信楽公民館	甲賀市開発センター条例別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。		学習室	300	600
			調理室	400	800
			会議室	300	600
			大会議室	500	1,000
		柏木公民館	和室	300	600
			学習室	300	600
			調理室	400	800
			会議室	300	600
			団体室	300	600
			集会室	500	1,000
		貴生川公民館	和室	300	600
			学習室	300	600
			調理室	400	800
			会議室	300	600
			集会室	500	1,000
		岩上公民館	和室	300	600
			会議室	300	600
			調理室	400	800
			学習室	300	600

	談話室	200	400
	ホール	500	1,000
土山中央公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	実習室	300	600
	大集会室	500	1,000
大野公民館	小会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
山内公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
鮎河公民館	会議室	300	600
	調理室	300	600
	大会議室	450	900
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200	400
	調理室	300	600
	研修室	200	400
	相談室	200	400
	大会議室	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 3 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表で定める使用料を準用する。
- 4 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。
- 5 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。

< 第4条関係 >

甲賀市お茶のみホール条例新旧対照表

改正案	現行
-----	----

(管理)

第3条 お茶のみホールは、市長
_____が管理する。

(利用の許可)

第4条 お茶のみホール及び付属施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長_____の許可を受けなければならない。

2 市長_____は、前項の許可をする場合において、お茶のみホールの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長_____は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、お茶のみホールの利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(利用許可の取消し等)

第6条 市長_____は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はお茶のみホールの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(原状回復の義務)

第9条 (略)

(管理)

第3条 お茶のみホールは、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(利用の許可)

第4条 お茶のみホール及び付属施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、お茶のみホールの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、お茶のみホールの利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(利用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はお茶のみホールの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(原状回復の義務)

第9条 (略)

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(指定管理者の指定等)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、お茶のみホールの管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

(1) お茶のみホールの利用許可に関する業務

(2) お茶のみホールの利用料金（法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の收受に関する業務

(3) お茶のみホールの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、お茶のみホールの運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第3条、第4条、第5条、第6条第1項及び第9条第2項の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 第1項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合において、指定管理者は市長の承認を得て、規則で定める開場時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第12条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、_____規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

<第5条関係>

甲賀市地域市民センター設置条例新旧対照表

改正案			現行		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。			第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。		
2 (略)			2 (略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
甲賀市土山地域 市民センター	甲賀市土山町北土山1715番地	土山町大河原、土山町鮎河、土山町黒滝、土山町黒川、土山町笹路、土山町山女原、土山町山中、土山町猪鼻、土山町南土山、土山町北土山、土山町平子、土山町瀬ノ音、土山町青土、土山町野上野、土山町大澤、土山町頓宮、土山町前野、土山町市場、土山町大野、土山町徳原	甲賀市伴谷地域 市民センター	甲賀市水口町伴中山3737番地1	水口町八田、水口町春日、水口町山、水口町伴中山、水口町下山、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部
			甲賀市柏木地域 市民センター	甲賀市水口町北脇1615番地1	水口町泉、水口町北泉1丁目、水口町北泉2丁目、水口町酒人、水口町植、水口町宇田、水口町北脇、水口町西林口の一部、水口町笹が丘の一

甲賀市甲賀地域 市民センター	甲賀市甲賀町相模 173番地1	甲賀町櫛野、甲賀町神、甲賀町大原 上田、甲賀町大久保、甲賀町大原中、 甲賀町鳥居野、甲賀町相模、甲賀町 大原市場、甲賀町高野、甲賀町拝坂、 甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田 堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀 町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、 甲賀町鹿深台、甲賀町岩室、甲賀町 小佐治、甲賀町神保、甲賀町隠岐			部、水口町さつきが丘の一部
甲賀市甲南地域 市民センター	甲賀市甲南町野田 810番地	甲南町寺庄、甲南町葛木、甲南町深 川、甲南町深川市場、甲南町稗谷、 甲南町森尻、甲南町宝木、甲南町耕 心1丁目から4丁目まで、甲南町杉 谷、甲南町新治、甲南町塩野、甲南 町市原、甲南町柑子、甲南町野川、 甲南町下馬杉、甲南町上馬杉、甲南 町池田、甲南町磯尾、甲南町竜法師、 甲南町野尻、甲南町野田、甲南町希 望ヶ丘1丁目から5丁目まで、甲南 町希望ヶ丘本町1丁目から10丁目 まで	甲賀市水口地域 市民センター	甲賀市水口町八坂 7番4号	水口町松尾、水口町秋葉、水口町元 町、水口町京町、水口町高塚、水口 町神明、水口町本町1丁目、水口町 本町2丁目、水口町松栄、水口町暁、 水口町宮の前の一部、水口町鹿深の 一部、水口町本町3丁目の一部、水 口町新町1丁目、水口町朝日が丘、 水口町新町2丁目の一部、水口町八 坂の一部、水口町古城が丘、水口町 水口の一部
甲賀市信楽地域 市民センター	甲賀市信楽町長野 1203番地	信楽町長野、信楽町神山、信楽町江 田、信楽町田代、信楽町畑、信楽町	甲賀市綾野地域 市民センター	甲賀市水口町本丸 1番20号	水口町名坂、水口町東名坂、水口町 本綾野、水口町八光、水口町梅が丘、 水口町城東、水口町綾野、水口町日 電、水口町城内、水口町本丸、水口 町中邸、水口町南林口、水口町の場、 水口町東林口、水口町西林口の一 部、水口町宮の前の一部、水口町鹿 深の一部、水口町本町3丁目の一 部、水口町新町2丁目の一部、水口 町八坂の一部、水口町水口の一部、 水口町笹が丘の一部
			甲賀市貴生川地	甲賀市水口町貴生	水口町岩坂、水口町高山、水口町山

	<p>宮町、信楽町黄瀬、信楽町牧、信楽町勅旨、信楽町柞原、信楽町中野、信楽町杉山、信楽町小川、信楽町小川出、信楽町西、信楽町上朝宮、信楽町下朝宮、信楽町宮尻、信楽町多羅尾</p>	<p>域市民センター</p>	<p>川 3 0 8 番地 1</p>	<p>上、水口町柚中、水口町牛飼、水口町三大寺、水口町三本柳、水口町宇川、水口町貴生川、水口町貴生川 1 丁目、水口町貴生川 2 丁目、水口町貴生川 3 丁目、水口町貴生川 4 丁目、水口町虫生野、水口町虫生野虹の町、水口町虫生野中央、水口町北内貴</p>
		<p>甲賀市岩上地域 市民センター</p>	<p>甲賀市水口町新城 5 5 7 番地</p>	<p>水口町今郷、水口町和野、水口町巖峨、水口町新城、水口町中畑</p>
		<p>甲賀市鮎河地域 市民センター</p>	<p>甲賀市土山町鮎河 1 2 1 2 番地 1</p>	<p>土山町大河原、土山町鮎河</p>
		<p>甲賀市山内地域 市民センター</p>	<p>甲賀市土山町黒川 1 9 7 0 番地</p>	<p>土山町黒滝、土山町黒川、土山町笹路、土山町山女原、土山町山中、土山町猪鼻</p>
		<p>甲賀市土山地域 市民センター</p>	<p>甲賀市土山町北土山 1 7 1 5 番地</p>	<p>土山町南土山、土山町北土山、土山町平子、土山町瀬ノ音、土山町青土、土山町野上野、土山町大澤、甲賀市鮎河地域市民センターの所管区域、甲賀市山内地域市民センターの所管区域、甲賀市大野地域市民センターの所管区域</p>
		<p>甲賀市大野地域</p>	<p>甲賀市土山町大野</p>	<p>土山町頓宮、土山町前野、土山町市</p>

市民センター	2 1 5 4 番地	場、土山町大野、土山町徳原
甲賀市甲賀大原 地域市民センタ 二	甲賀市甲賀町相模 1 7 3 番地 1	甲賀町櫛野、甲賀町神、甲賀町大原 上田、甲賀町大久保、甲賀町大原中、 甲賀町鳥居野、甲賀町相模、甲賀町 大原市場、甲賀町高野、甲賀町拝坂、 甲賀市油日地域市民センターの所 管区域、甲賀市佐山地域市民センタ 一の所管区域
甲賀市油日地域 市民センター	甲賀市甲賀町上野 2 4 1 6 番地	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田 堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀 町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、 甲賀町鹿深台
甲賀市佐山地域 市民センター	甲賀市甲賀町神保 2 1 0 2 番地	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町 神保、甲賀町隠岐
甲賀市甲南第一 地域市民センタ 二	甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地	甲南町寺庄、甲南町葛木、甲南町深 川の一部、甲南町深川市場、甲南町 稗谷の一部、甲南町森尻、甲南町宝 木、甲南町耕心 1 丁目から 4 丁目ま で、甲賀市甲南第二地域市民センタ 一の所管区域、甲賀市甲南第三地域 市民センターの所管区域、甲賀市甲 南中部地域市民センターの所管区 域、甲賀市希望ヶ丘地域市民センタ

		一の所管区域
甲賀市甲南第二 地域市民センタ ー	甲賀市甲南町杉谷 7 1 番地	甲南町杉谷、甲南町新治、甲南町塩 野、甲南町市原
甲賀市甲南第三 地域市民センタ ー	甲賀市甲南町野川 8 1 8 番地	甲南町柑子、甲南町野川、甲南町下 馬杉、甲南町上馬杉
甲賀市甲南中部 地域市民センタ ー	甲賀市甲南町野田 8 1 0 番地	甲南町池田、甲南町磯尾、甲南町竜 法師、甲南町野尻、甲南町野田
甲賀市希望ヶ丘 地域市民センタ ー	甲賀市甲南町希望 ヶ丘 1 丁目 3 番地 4	甲南町希望ヶ丘 1 丁目から 5 丁目 まで、甲南町希望ヶ丘本町 1 丁目か ら 1 0 丁目まで、甲南町深川の一 部、甲南町稗谷の一部
甲賀市信楽地域 市民センター	甲賀市信楽町長野 1 2 0 3 番地	信楽町長野、信楽町神山、信楽町江 田、信楽町田代、信楽町畑、甲賀市 雲井地域市民センターの所管区域、 甲賀市小原地域市民センターの所 管区域、甲賀市朝宮地域市民センタ ーの所管区域、甲賀市多羅尾地域市 民センターの所管区域
甲賀市雲井地域 市民センター	甲賀市信楽町牧 7 2 番地 3	信楽町宮町、信楽町黄瀬、信楽町牧、 信楽町勅旨

甲賀市小原地域 市民センター	甲賀市信楽町柞原 1 6 4 番地 1	信楽町柞原、信楽町中野、信楽町杉 山、信楽町小川、信楽町小川出、信 楽町西
甲賀市朝宮地域 市民センター	甲賀市信楽町上朝 宮 4 6 7 番地	信楽町上朝宮、信楽町下朝宮、信楽 町宮尻
甲賀市多羅尾地 域市民センター	甲賀市信楽町多羅 尾 2 0 6 7 番地	信楽町多羅尾

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、
規則で定める日から施行する。